

行政組織の見直しに伴う関係規則の
整備に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 2 2 号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整備に関する規則

(野田市職員の職名に関する規則の一部改正)

第 1 条 野田市職員の職名に関する規則（昭和 3 9 年野田市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「局長 室長」を「局長」に、「会計管理者」を「会計管理者 参与」に、「課長」を「課長 室長」に改める。

(野田市報発行規則の一部改正)

第 2 条 野田市報発行規則（昭和 4 5 年野田市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「P R 推進室」を「企画財政部」に改める。

(野田市公印規則の一部改正)

第 3 条 野田市公印規則（昭和 4 6 年野田市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 野田市長之印の項中 「 市政推進室長 」 を 「 秘書室長 」 に改め、同表

野田市総務部長之印の項の次に次のように加える。

野田市危機管理部 長之印	方 2 1	古印体	危機管理部長 名で発する文 書	危機管 理部長	1	9 の 2
-----------------	-------	-----	-----------------------	------------	---	-------

別表第 1 野田市健康子ども部長之印の項の次に次のように加える。

秘書室専 用野田市 長之印	方 2 1	古印体	秘書室長専決 事項について 市長名をもつ て発する文書	秘書室 長	1	1 5 の 1 の 2 の 4
---------------------	-------	-----	--------------------------------------	----------	---	--------------------

別表第 1 P R 推進室専用野田市長之印の項の次に次のように加える。

交通政策 室専用野 田市長之 印	方 2 1	古印体	交通政策室長 専決事項につ いて市長名を もって発する 文書	交通政 策室長	1	1 5 の 1 の 5
---------------------------	-------	-----	--	------------	---	----------------

別表第 1 総務部専用野田市長之印の項の次に次のように加える。

危機管理 部専用野 田市長之 印	方 2 1	古印体	危機管理部の 部長及び課長 専決事項につ いて市長名を もって発する 文書	危機管 理部長 が指名 する課 長	1	1 6 の 2
---------------------------	-------	-----	--	-------------------------------	---	---------

「

別表第 1 野田市防災会議会長之印の項中

防災安全課長

を

」

「

危機管理課長

に改める。

」

別表第 2 中

「

9

長	総	野
之	務	田
印	部	市

1 0

削除

1 1

削除

1 1 の 2

野	田	市
市	民	生
活	部	
長	之	印

1 1 の 3

野	田	市
自	然	経
済	推	進
部		
長	之	印

1 2

野	田	市
環	境	部
長	之	印

1 3

野	田	市
建	設	局
長	之	印

1 3 の 2

野	田	市
土	木	部
長	之	印

1 4

削除

1 4 の 2

削除

1 4 の 3

野	田	市
都	市	部
長	之	印

1 5

削除

を

15 の 1 の 2

削除

15 の 1 の 2 の 2

野	田	市
福	祉	部
長	之	印

15 の 1 の 2 の 3

野	田	市
健	康	子
ど	も	部
長	之	印

15 の 1 の 3

野	田	市
長	之	印
市	政	推
進	室	
専	用	

15 の 1 の 4

野	田	市
長	之	印
P	R	推
進	室	
専	用	

1 5 の 2

野	田	市
長	之	印
企	画	財
政	部	
専	用	

1 6

野	田	市
長	之	印
総	務	部
専	用	

1 7

削除

」

「

9 野 田 市 総 務 部 長 之 印	9 の 2 野 田 市 危 機 管 理 部 長 之 印	1 0 削 除	1 1 削 除
1 1 の 2 野 田 市 市 民 生 活 部 長 之 印	1 1 の 3 野 田 市 自 然 経 済 推 進 部 長 之 印	1 2 野 田 市 環 境 部 長 之 印	1 3 野 田 市 建 設 局 長 之 印
1 3 の 2 野 田 市 土 木 部 長 之 印	1 4 削 除	1 4 の 2 削 除	1 4 の 3 野 田 市 都 市 部 長 之 印
1 5 削 除	15 の 1 の 2 削 除	15 の 1 の 2 の 2 野 田 市 福 祉 部 長 之 印	15 の 1 の 2 の 3 野 田 市 健 康 子 ど も 部 長 之 印
15 の 1 の 2 の 4 野 田 市 長 之 印 秘 書 室 専 用	15 の 1 の 3 野 田 市 長 之 印 市 政 推 進 室 専 用	15 の 1 の 4 野 田 市 長 之 印 P R 推 進 室 専 用	15 の 1 の 5 野 田 市 長 之 印 交 通 政 策 室 専 用
1 5 の 2 野 田 市 長 之 印 企 画 財 政 部 専 用	1 6 野 田 市 長 之 印 総 務 部 専 用	1 6 の 2 野 田 市 長 之 印 危 機 管 理 部 専 用	1 7 削 除

に

」

改める。

別表第3職印の項専用市長印の目中「15の1の3 15の1の4」を「

15の1の2の4 15の1の3 15の1の4 15の1の5」に、「16」を「16 16の2」に改め、同項部長印の目中「9」を「9 9の2」に改める。

(野田市行政考査実施規則の一部改正)

第4条 野田市行政考査実施規則(昭和53年野田市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、室」を削る。

(野田市行政組織規則の一部改正)

第5条 野田市行政組織規則(昭和54年野田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、室」を削り、「条例附則第3項」を「条例第3条」に、「PR推進室(以下「PR推進室」という。)」を「臨時の室等(以下「室」という。)」に改める。

第4条を削り、第4条の2第1項の表企画財政部の項中

「

企画調整課	企画調整係	を
-------	-------	---

」

「

企画調整課	企画調整係	に改め、同
広報広聴課	広報係 市民相談係	

」

「

項中	収税課	徴収一係 徴収二係 収納係	を
----	-----	---------------	---

」

「

収税課	徴収一係 徴収二係 収納係	に改め、同
公共施設管理課	施設管理係	

」

「

表総務部の項総務課の目中	市民相談・庶務係	を
--------------	----------	---

」

「
| 庶務係 | に改め、同項管財課の目中
」

「
| 契約係 庁舎管理係 | を
」

「
| 管財係 契約係 | に改め、同項中
」

「
| 営繕課 | 営繕係 市営住宅係 | を
| 公共施設管理課 | 施設管理係 |
」

「
| 営繕課 | 営繕係 市営住宅係 | に改め、同
」

項の次に次のように加える。

危機管理部	危機管理課	災害対策係
-------	-------	-------

第4条の2第1項の表市民生活部の項中

「
| 市民生活課 | コミュニティ係 交通指導係 防犯係 | を
| 防災安全課 | 計画係 防災係 |
」

「
| 市民生活課 | コミュニティ係 交通指導係 防犯係 | に改め、同
」

表自然経済推進部の項中

「
| 商工労政課 | 商工係 労政係 | を
」

「	商工観光課	商工観光係 労政係	に改め、同
			」

表都市部の項中

「	都市整備課 梅郷駅西土地区 画整理事務所 愛宕駅周辺地区 市街地整備事務 所	都市整備係	を
			」

「	都市整備課	都市整備係	に改め、同
			」

表福祉部の項中

「	高齢者支援課	高齢者支援係 介護給付係 介護認定係	を
			」
「	高齢者支援課 介護支援課 地域包括支援課	高齢者支援係 管理指導係 介護給付係 介護認定係 地域包括支援係	に改め、同
			」

条第3項中「別表第1の2」を「別表第1」に改め、同条第4項中「別表第1の2の2」を「別表第1の2」に改め、同条を第4条とする。

第4条の3（見出しを含む。）中「PR推進室」を「室」に改め、同条を第4条の2とする。

第7条の表無料職業紹介所の項中

「	自然経済推進部商工労政課	を	」
「	自然経済推進部商工観光課	に改め、同表中	」
「	中根地域福祉センター 地域包括支援センター	を	「
」	中根地域福祉センター	」	

に改め、同表中

「	子どもの発達相談室 ことば相談室	を	「
」	子どもの発達相談室	」	

に改める。

第8条第1項中「、室に室長を」を削り、「。）を」の次に「、室に室長を」を加え、同条第2項中「理事」の次に「、参与及び参事」を加え、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、同条第5項中「参事監」に次に「、参与」を加え、同項を同条第4項とし、同条第6項中「PR推進室」を「室」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第7項を第6項とし、第8項から第11項までを1項ずつ繰り上げ、同条第12項中「参事監」の次に「、参与」を加え、同項を同条第11項とする。

第9条の3を削る。

第9条の4第1項中「参事監」の次に「、参与」を加え、同条を第9条の3とする。

第11条の2を次のように改める。

(室長の職務)

第11条の2 室長は、市長の命を受け、市長の市政運営の方針を体し、主幹、副主幹、主任主査及び主査を指揮督励し、所掌事務の掌理に任じ行政

の円滑なる運営に努めなければならない。

2 室長の職務及び権限は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 所掌事務について事務の運営の計画を策定し、上司の承認を得て所属職員を指導し、その計画の達成を図ること。
- (2) 常に室内の事務の執行状況を統括把握し、各事務の調整と協調を図ること。
- (3) 別に定めるところにより、委任又は専決等の事務を執行すること。

第14条の見出し中「参事監」の次に「、参与」を加え、同条第1項を削り、同条第2項中「参事監」の次に「、参与」を加え、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、同条第4項中「参事監」の次に「、参与」を加え、「第9条の4」を「第9条の3」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「PR推進室」を「室」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第16条中「PR推進室長、」を削り、「及び課長」を「、課長」に改め、「課内室長）」の次に「及び室長」を加える。

別表第1を削る。

別表第1の2中「第4条の2第3項」を「第4条第3項」に改め、同表企画財政部の項企画調整課の目第13号を次のように改める。

13 総合教育会議の運営に関すること。

別表第1の2企画財政部の項企画調整課の目の次に次のように加える。

広報広聴課	1 「のだ市報」その他の広報紙誌の編集及び発行に関すること。 2 市政一般の周知及び宣伝に関すること。 3 報道機関との連絡に関すること。 4 SNS（フェイスブック、ライン、インスタグラム等）の管理運営に関すること。 5 市民相談に関すること。 6 陳情、請願及び市民からの要望等の受付に関すること。
-------	---

	7 行政相談委員に関すること。
	8 その他広報広聴に関すること。

別表第1の2企画財政部の項収税課の目の次に次のように加える。

公共施設管理課	1 ファシリティマネジメント（市有建築物の管理、保全及び活用の最適化をいう。）及び同マネジメントに基づく公共施設の適正な維持管理に関すること。 2 公共施設包括管理委託業務に関すること。
---------	--

別表第1の2総務部の項総務課の目中第10号から第13号までを削り、第14号を第10号とし、第15号から第23号までを4号ずつ繰り上げ、同項行政管理課の目中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

6 公私連携型保育所に関すること。

別表第1の2総務部の項情報政策課の目に次の1号を加える。

10 給付金に関すること。

別表第1の2総務部の項管財課の目第1号から第7号までを次のように改める。

- 1 財産台帳の整備保管に関すること。
- 2 公有財産取得、管理及び処分 of 総括に関すること。
- 3 公有財産の調査、登記及び登録に関すること。
- 4 公有財産の損害保険等に関すること。
- 5 普通財産（他部課所管を除く。）の取得、管理及び処分に関すること。
- 6 借地契約の更新及び借地料の支払に関すること。
- 7 債権の管理に関すること。

別表第1の2総務部の項管財課の目に次の7号を加える。

- 16 競争入札参加資格審査及び指名業者の選定に関すること。
- 17 工事請負等の入札契約に関すること。
- 18 物品需給に関すること。
- 19 物品の購入及び処分並びに共用物品の管理に関すること。

20 物品に係る資料の収集及び市場調査に関すること。

21 公契約条例の施行に関すること。

22 公契約審議会に関すること。

別表第1の2総務部の項公共施設管理課の目を削り、同項の次に次のように加える。

危機管理部	危機管理課	1 防災及び国民保護の計画に関すること。 2 避難行動要支援者支援計画の進行管理に関すること。 3 災害対策に関すること。 4 防災行政無線等に関すること。 5 国民保護に関すること。 6 防災会議に関すること。 7 国民保護協議会に関すること。
-------	-------	---

別表第1の2市民生活部の項市民生活課の目中第20号を第21号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第15号の次に次の1号を加える。

16 犯罪被害者等の支援に関すること。

別表第1の2市民生活部の項中防災安全課の目を削り、同表自然経済推進

「
部商工労政課の目中 商工労政課 を 商工観光課 に改め、同目
」

中第17号を第19号とし、第6号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

6 観光に関すること。

7 野田市関根名人記念館の管理に関すること。

別表第1の2建設局の項都市部の目都市計画課の節中第63号を第64号とし、第58号から第62号までを1号ずつ繰り下げ、第57号の次に次の1号を加える。

58 開発事業等紛争調停委員会に関すること。

別表第1の2建設局の項都市部の目都市整備課の節中第8号から第10号

までを削り、第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

5 土地区画整理組合等の指導及び助成に関すること。

6 組合等施行土地区画整理事業の進行管理に関すること。

別表第1の2建設局の項都市部の目都市整備課の節中第11号を第10号とし、同節に次の7号を加える。

11 梅郷駅西土地区画整理事業の計画及び調査に関すること。

12 梅郷駅西土地区画整理事業の推進及び権利者との連絡調整に関すること。

13 梅郷駅西土地区画整理事業の設計、施工及び監理に関すること。

14 梅郷駅西土地区画整理審議会に関すること。

15 愛宕駅周辺地区のまちづくりに係る計画及び調査に関すること。

16 愛宕駅周辺地区のまちづくりに係る事業の推進及び権利者との連絡調整に関すること。

17 連続立体交差事業に関すること。

別表第1の2建設局の項都市部の目梅郷駅西土地区画整理事務所の節及び愛宕駅周辺地区市街地整備事務所の節を削り、同表福祉部の項生活支援課の目中第15号を削り、第16号を第15号とし、第17号から第23号までを1号ずつ繰り上げ、同項障がい者支援課の目中第29号を第30号とし、第20号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

20 虐待防止条例に関すること。

別表第1の2福祉部の項高齢者支援課の目中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第14号までを2号ずつ繰り上げ、第15号及び第16号を削り、第17号を第13号とし、第18号から第26号までを4号ずつ繰り上げ、第27号から第52号までを削り、第53号を第23号とし、第54号を第24号とし、第55号及び第56号を削り、同節に次の1号を加える。

25 一般介護予防事業に関すること。

別表第1の2福祉部の項高齢者支援課の目の次に次のように加える。

介護支援課	1 高齢者福祉の計画に関すること。 2 介護保険事業の計画に関すること。 3 避難行動要支援者支援計画に関すること。 4 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。 5 老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会に関すること。 6 楽寿園の指定管理者の監理に関すること。 7 老人デイサービスセンターの指定管理者の監理に関すること。 8 介護保険特別会計予算編成に関すること。 9 高齢者住宅改造費助成事業に関すること。 10 介護保険被保険者の資格取得及び喪失、被保険者証の返納並びに受給資格証明書の交付に関すること。 11 介護保険事業の調査に関すること。 12 介護保険被保険者の住所地特例者管理及び適用除外者管理に関すること。 13 介護保険被保険者証の発行に関すること。 14 介護保険被保険者の負担割合証の発行に関すること。 15 介護サービス等の利用者負担の減免に関すること。 16 国民健康保険団体連合会に対する受給者資格情報の提供に関すること。
-------	--

	1 7 介護報酬の支払に関すること。 1 8 高額介護サービス費等の支給に関すること。 1 9 財政安定化基金に関すること。 2 0 保険給付の償還払に関すること。 2 1 介護保険料の賦課収納に関すること。 2 2 介護保険料の督促に関すること。 2 3 介護保険料に係る証明に関すること。 2 4 介護保険料の滞納者に係る保険給付の支払方法の変更及び支払の一時差止に関すること。 2 5 居宅介護サービス計画の作成依頼届出の管理及び自己作成居宅介護サービス計画管理に関すること。 2 6 その他介護保険に関すること。 2 7 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）による要介護等の認定申請の受理及び介護保険資格者証の交付に関すること。 2 8 介護保険法による要介護認定等に係る訪問調査に関すること。 2 9 介護保険法による要介護等の認定及び認定の取消しに関すること。 3 0 介護保険事業についての苦情及び相談に関すること。 3 1 介護認定審査会に関すること。
地域包括支援課	1 基幹型地域包括支援センターの運営に関すること。

	2 介護予防ケアマネジメントに関する こと。
	3 総合相談及び支援に関する こと。
	4 権利擁護事業に関する こと。
	5 高齢者虐待防止に関する こと。
	6 虐待防止条例に関する こと。
	7 包括的・継続的ケアマネジメントに 関すること。
	8 在宅医療及び介護連携の推進に 関すること。
	9 認知症施策の推進に関する こと。
	10 地域包括支援センターに 関すること。

別表第1の2福祉部の項人権・男女共同参画推進課の目第11号中「野田市人権・男女共同参画推進審議会」を「人権・男女共同参画推進審議会」に改め、同目に次の1号を加える。

12 福祉会館運営委員会に関する
こと。

別表第1の2健康子ども部の項子ども保育課の目中第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

17 乳児等通園支援事業の認可及び指導監督に関する
こと。

別表第1の2健康子ども部の項子ども家庭総合支援課の目中第10号を第11号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

3 虐待防止条例に関する
こと。

別表第1の2を別表第1とする。

別表第1の2の2中「第4条の2第4項」を「第4条第4項」に改め、同表を別表第1の2とする。

別表第1の3を次のように改める。

別表第 1 の 3（第 4 条の 2）

室	事務分掌
秘書室	1 市長及び副市長の秘書に関すること。 2 表彰等に関すること。 3 市政懇談会に関すること。 4 市長と話そう集会に関すること。 5 その他秘書に関すること。
P R 推進室	1 市の魅力発信の推進に関すること。 2 S N S（フェイスブック、ライン、インスタグラム等）の配信の総括に関すること。
市政推進室	1 鈴木貫太郎記念館建設に関すること。 2 重層的支援体制整備事業に関すること。 3 スポーツコミッションに関すること。 4 その他喫緊の重要課題に対する初動対応に関すること。
交通政策室	1 コミュニティバスに関すること。 2 東武伊勢崎線・野田線整備促進協議会に関すること。 3 地下鉄 8 号線建設促進並びに誘致期成同盟会に関すること。 4 その他地域交通の施策に関すること。 5 コミュニティバス等対策審議会に関すること。 6 地域公共交通会議に関すること。

別表第3支所の項第27号及び別表第4出張所の項第23号中「環境美化負担金」を「環境美化報償金」に改める。

別表第5地域包括支援センターの項を削り、同表子どもの発達相談室の項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

2 児童の言語指導及び訓練に関すること。

別表第5ことばの相談室の項を削る。

(野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第6条 野田市一般職の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（平成3年野田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地域包括支援センター」を「地域包括支援課」に改める。

(野田市予算事務規則の一部改正)

第7条 野田市予算事務規則（平成25年野田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「室長、部長及びPR推進室長」を「部長及び室長」に改める。

(野田市会計事務規則の一部改正)

第8条 野田市会計事務規則（平成25年野田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「に規定する室長及び部長、」を「及び」に改め、同条第2号中「課長」の次に「、室長」を加え、「、課内室長及びPR推進室長」を「及び課内室長」に改める。

別表市政推進室の項及びPR推進室の項を次のように改める。

秘書室	秘書室長	税外収入金等の収納	秘書室に勤務する職員	出納員が委任する事務
PR推進室	PR推進室長		PR推進室に勤務する職員	

市政推進室	市政推進室長	市政推進室に勤務する職員	
交通政策室	交通政策室長	交通政策室に勤務する職員	

別表企画財政部の項企画調整課の目の次に次のように加える。

広報広聴課	課長	広報広聴課に勤務する職員	
-------	----	--------------	--

別表企画財政部の項収税課の目の次に次のように加える。

公共施設管理課	課長	税外収入金等の収納	公共施設管理課に勤務する職員	
---------	----	-----------	----------------	--

別表総務部の項総務課の目中		「	税外収入金等の収納	「	を		
				」			」

に改め、同項公共施設管理課の目を削り、同項の次に次のように加える。

危機管理部	危機管理課	課長	危機管理課に勤務する職員	
-------	-------	----	--------------	--

別表市民生活部の項防災安全課の目を削り、同表自然経済推進部の項商工

労政課の目を次のように改める。

商工観光 課	課長	税外収入金等 の収納	商工観光 課に勤務 する職員	
-----------	----	---------------	----------------------	--

別表都市部の項梅郷駅西土地区画整理事務所の目及び愛宕駅周辺地区市街地整備事務所の目を削り、福祉部の項高齢者支援課の目の次に次のように加える。

介護支援 課	課長		介護支援 課に勤務 する職員	
地域包括 支援課	課長		地域包括 支援課に 勤務する 職員	

(野田市物品管理規則の一部改正)

第9条 野田市物品管理規則（平成25年野田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「野田市行政組織条例（昭和45年野田市条例第26号）第1条第1項に規定する室、」を削り、「第4条の2第1項」を「第4条第1項」に改め、同号中ケをシとし、クをサとし、キをコとし、カをケとし、オをクとし、エをキとし、ウをカとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 秘書室

第2条第2号ウの次に次のように加える。

エ 市政推進室

オ 交通政策室

(野田市契約事務規則の一部改正)

第10条 野田市契約事務規則（平成25年野田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「野田市行政組織条例（昭和45年野田市条例第26号）

第1条第1項に規定する室、」を削り、「第4条の2第1項」を「第4条第1項」に改め、同号中ケをシとし、クをサとし、キをコとし、カをケとし、オをクとし、エをキとし、ウをカとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 秘書室

第2条第4号ウの次に次のように加える。

エ 市政推進室

オ 交通政策室

(野田市財産規則の一部改正)

第11条 野田市財産規則（平成25年野田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「室長、」を削り、「PR推進室長」を「室長」に改める。

(野田市将棋専門委員設置規則の一部改正)

第12条 野田市将棋専門委員設置規則（平成27年野田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「PR推進室」を「自然経済推進部商工観光課」に改める。

(野田市行政文書管理規則の一部改正)

第13条 野田市行政文書管理規則（令和6年野田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「室、」を削り、「PR推進室」を「室」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、自然経済推進部商工労政課に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、切替日をもって、同一の勤務条件により、自然経済推進部商工観光課に勤務を命ぜられたものとする。